

基本目標 5

安心のくらしを支える環境づくり

〔環境保全・防犯・防災〕

政策の体系

政策
51豊かな環境を守り育て、
地球にやさしい循環型社会を構築する

施策

- 511 良好な地域環境の保全
- 512 3Rの推進
- 513 廃棄物処理対策の推進
- 514 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進
- 515 環境を支える森林づくり
- 516 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

政策
52

安全な暮らしを守る

施策

- 521 安全で安心なまちづくりの推進
- 522 総合的な交通安全対策の推進
- 523 安心できる消費生活の実現

政策
53

災害・危機に強い県土づくりを推進する

施策

- 531 防災・危機管理対策の充実
- 532 防災基盤の整備

政策51 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する

目標

かけがえのない環境を次の世代に引き継いでいくため、豊かな自然環境を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、持続的な発展が可能な循環型社会を構築します。

現状と課題

日光国立公園に代表される優れた自然や里山などの多様な生態系は、全国に誇れる県民共有の財産であり、将来にわたって保全していく必要があります。

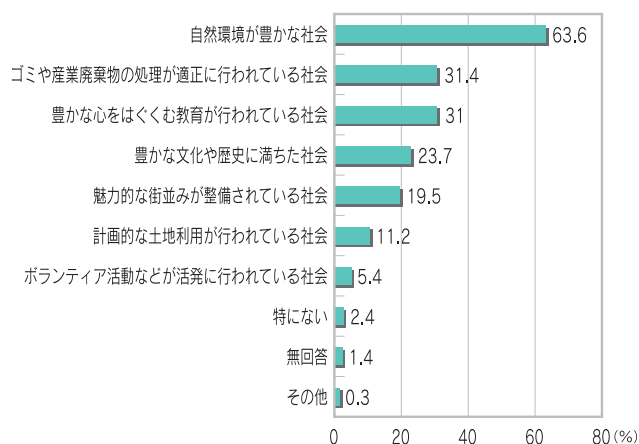
しかし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、エネルギー消費の拡大、廃棄物の増大など、環境への負荷の増大による悪影響が懸念されており、近年では温室効果ガスによる地球温暖化などの地球規模の環境問題も発生しています。

このため、県民すべてが、自然の大切さを認識し、豊かな自然環境を守り育てるとともに、これまでの産業活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会を構築していくことが求められています。

取組の方向

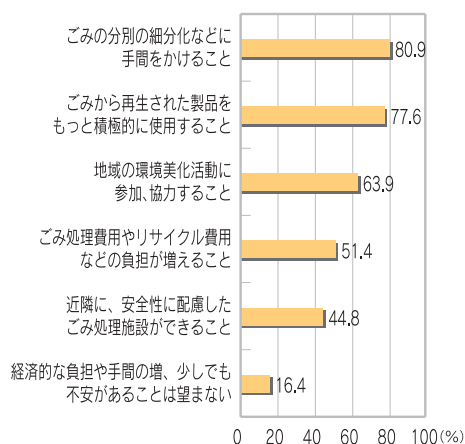
- 大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。
- 循環型社会の構築の基本となる3R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。
- 適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼の確保及び不適正処理の防止を図ります。
- あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。
- 公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。
- 優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

「美しさに満ちた郷土：とちぎ」という言葉から連想する社会



資料：県企画部「県政世論調査」（平成16年度）

ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進する際やむを得ないと思われること



資料：県企画部「県政モニターアンケート」（平成17年度）

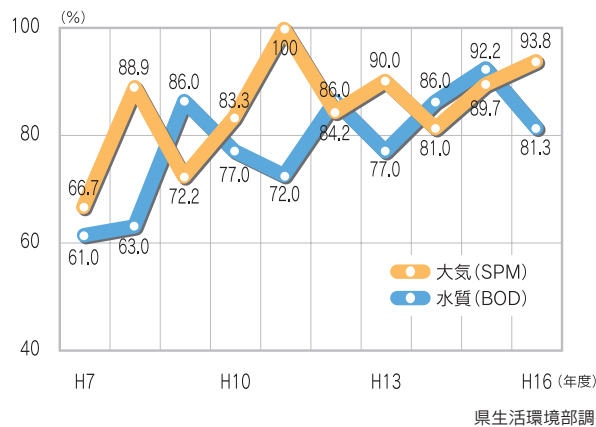
施策の目標

大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。

現状と課題

- 大気や水などの環境は、経年的に改善の傾向にありますが、一部の地域や光化学オキシダントなどの項目では環境基準が達成されていない状況にあります。
- 県南部における地盤沈下は、ここ数年沈静化の傾向にありますが、依然として進行しています。
- 化学物質による環境や生態系への影響が懸念されていますが、これらの化学物質の有用性や有害性などについて、県民・事業者・行政の共通理解を図ることが課題となっています。

環境基準達成率



施策の展開

参照：第3部 P221～P223

大気環境の保全

大気汚染物質の排出規制等の事業者指導などにより、大気環境の汚染の未然防止を図るとともに、光化学スモッグ発生時の注意報発令等の対応を迅速に行い、健康被害を未然に防止します。

- アスベスト飛散防止対策の徹底
- 揮発性有機化合物の排出規制等の実施

水環境の保全

水質汚濁物質の排出規制等の事業者指導などのほか、生活排水対策等により、水環境の汚染の未然防止を図ります。

河川等の水質の情報と汚濁発生源の情報を活用し、地域の特性に合わせた環境保全対策を効果的に行うとともに、更なる水質改善に向けて環境基準や排出基準等の見直しを検討します。

- 環境基準未達成の流域における水質浄化対策の推進
- 地下水汚染の監視及び未然防止対策の推進

土壌環境、地盤環境の保全

有害物質使用事業場に対し有害物質の地下浸透防止に係る管理基準の指導を徹底し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、汚染土壌については浄化対策の指導を実施します。

また、県南部で進行している地盤沈下を防止するため、沈下状況の把握や地下水採取に関する指導等を行うとともに、条例による地下水採取規制のあり方についての検討を行います。

- 県南部における地盤沈下の常時監視及び防止対策の実施

騒音・振動、悪臭の防止

市町村が実施する騒音・振動、悪臭の発生源対策に対する技術的な助言などの支援を行うほか、交通騒音対策の推進などにより、生活環境への影響の低減を図ります。

化学物質対策の推進

化学物質排出抑制対策を推進することにより、工場・事業場から排出される化学物質の抑制を図ります。また、様々な化学物質の環境への残留状況を把握するため環境監視を行うとともに、化学物質に対する県民、事業者等の理解の向上を図ります。

- 工場・事業場における化学物質の管理計画の策定・公表の指導
- リスクコミュニケーション^{※1}の普及促進

※1 リスク（有害な影響、事故、災害などが生じるおそれ）に関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。これが適切に行われると、各主体の自主的、積極的なリスク削減に向けた行動が促進される。

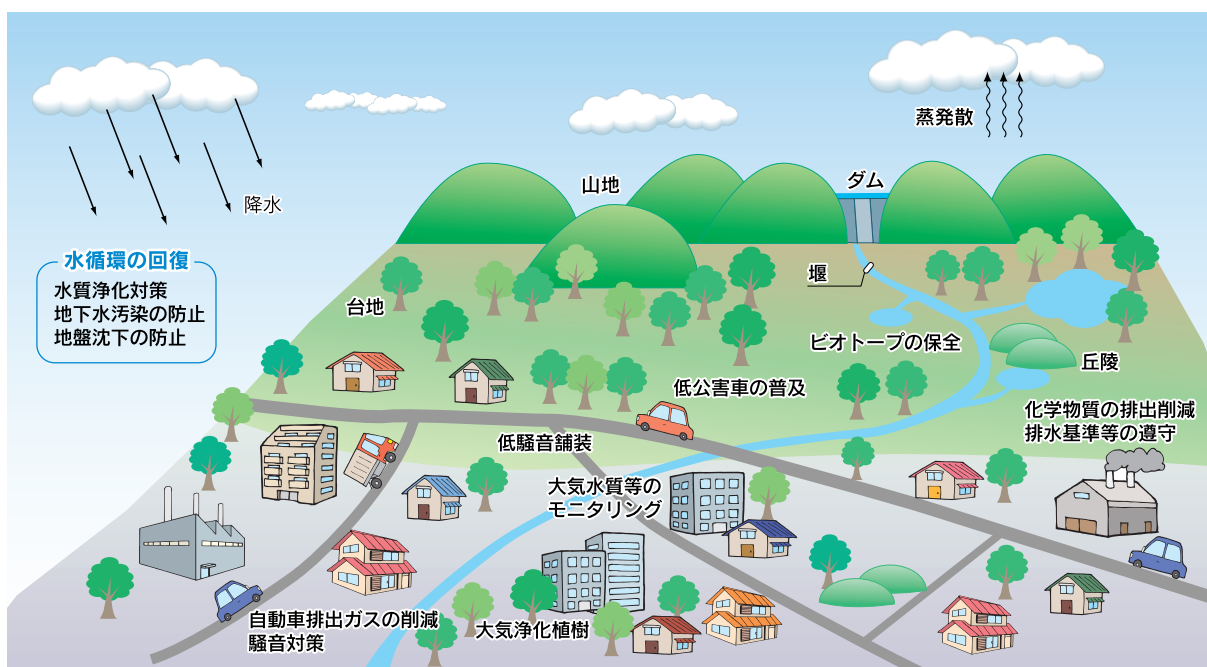
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
大気環境基準 (SPM ^{※2}) 達成率	31.3 % (H6)	100 % (H11)	93.8 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
水質環境基準 (BOD ^{※3}) 達成率	61.0 % (H6)	72.0 % (H11)	81.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
騒音に係る環境基準達成率 (道路に面する地域)	—	84.0 % (H13)	83.5 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)

※2 粒径10ミクロン以下の粉じんなどの浮遊粒子状物質

※3 水質汚濁を判断するときに用いる代表的項目で、生物化学的酸素要求量のこと。



期待される主な主体の役割



施策の目標

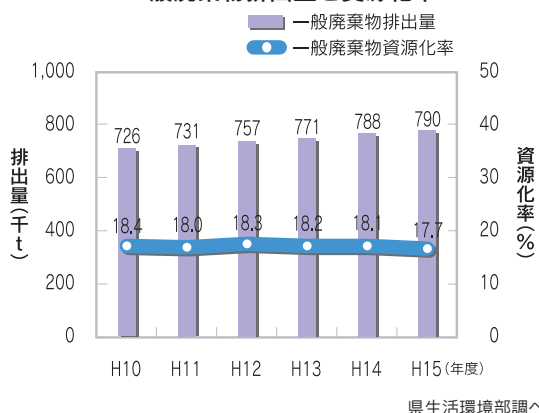
循環型社会の構築の基本となる3R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。

現状と課題

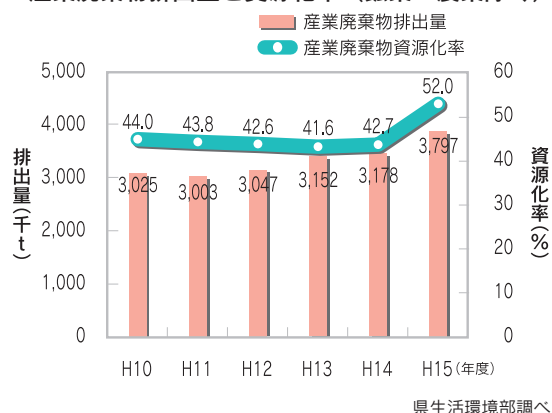
- 社会経済の発展に伴う大量生産、大量消費により、廃棄物が大量に発生する一方で、資源化率はほぼ横ばいで推移し、廃棄物最終処分場の残余容量のひっ迫など深刻な問題が発生しています。
- 循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生を抑制する意識の醸成が十分とは言えません。
- 畜産、農林業が盛んな本県の特徴から、これらの産業を中心に多くのバイオマス^{※1}が発生していますが、資源として十分に有効活用されていない現状にあります。

※1 再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。具体的には農林水産物、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。

一般廃棄物排出量と資源化率



産業廃棄物排出量と資源化率（鉱業・農業除く）



施策の展開

参照：第3部 P223～P224

廃棄物の減量化の推進

県民・事業者と連携しながら、廃棄物の発生を抑制し、再使用を図るなど、廃棄物の減量化を推進します。

- 県民のライフスタイルの変革等を促進するための普及啓発の実施

廃棄物のリサイクルの推進

県民・事業者・行政の自主的な取組を促進するとともに、各主体の連携を図る施策を展開し、リサイクルを推進します。

また、各リサイクル関連法の円滑な運用を促進し、廃棄物の種類ごとのリサイクルを推進します。

- イベントの開催等による普及啓発の実施
- 循環資源の有効活用に向けた地域循環モデル構築の支援
- リサイクル製品等の購入及び有効利用の促進

バイオマスの利活用の促進

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することにより地域の特性を活かしたバイオマスの利活用を促進します。

- 市町村等によるバイオマスタウン構想^{※2}等計画策定の支援
- バイオマスタウン構想に基づく地域循環システム構築の支援

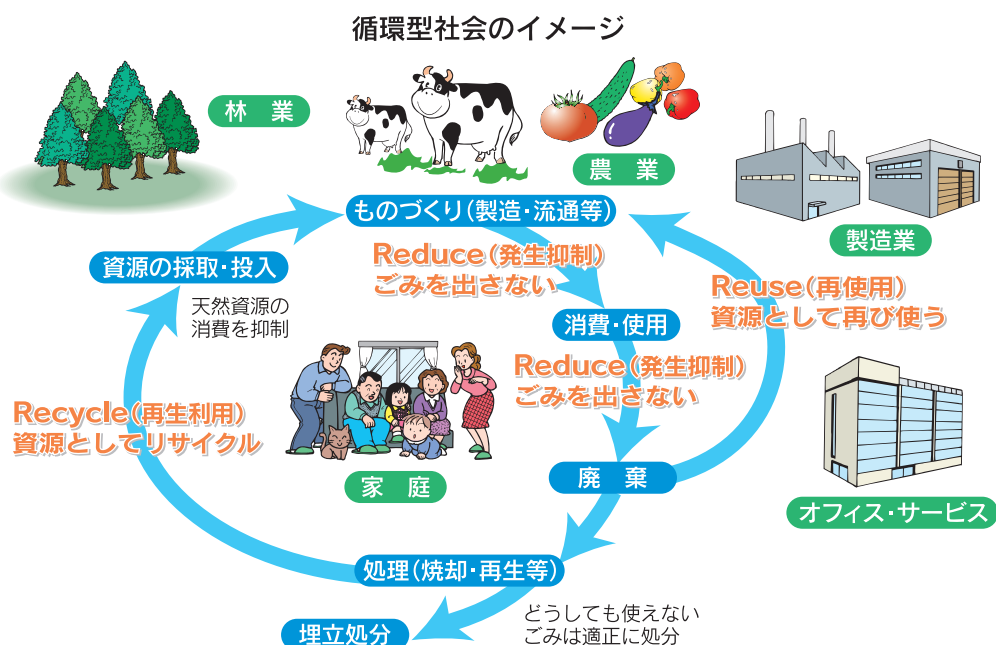
※2 バイオマスの発生から利用までを効率的なプロセスで結んだ地域の総合的なバイオマス利活用推進構想

成果指標

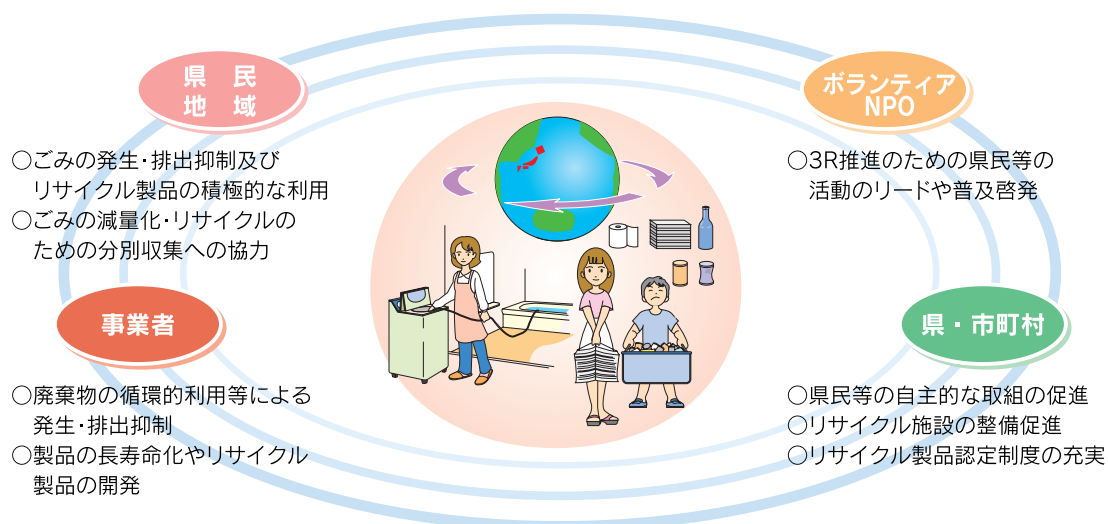
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
一般廃棄物資源化率	12.5 % (H5)	18.4 % (H10)	17.7 % (H15)	30.0 % (H22)	—
とちの環エコ製品認定数※3	—	—	17 件 (H16)	85 件 (H22)	110 件 (H27)
バイオマスタウン構想等 策定市町村の割合	—	—	0 % (H16)	24.2 % (H22)	100 % (H27)

※3 県内で発生する循環資源を原材料として製造加工された製品で県が認定したもの



期待される主な主体の役割



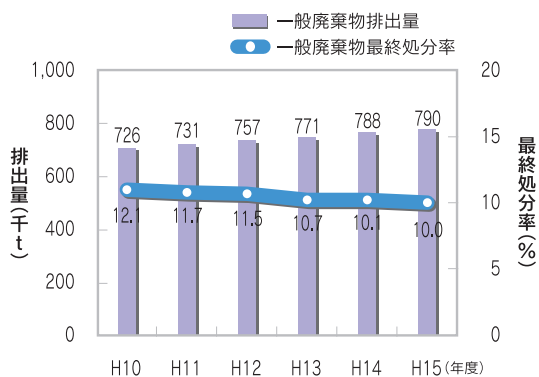
施策の目標

適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼を確保するとともに、不適正処理を防止します。

現状と課題

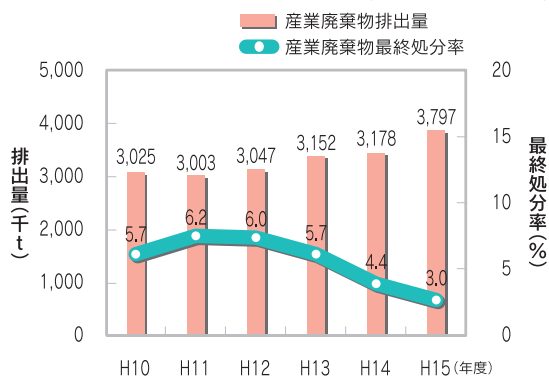
- できる限り廃棄物の排出を抑制し、更に再使用、再生利用を進めていますが、焼却等処理をせざるを得ない廃棄物が発生しています。
- 廃棄物の不法投棄や不適正処理が後を絶たず、地域住民の廃棄物処理に対する不安感や不信感が依然として根強いことなどから、適正処理のために必要な処理施設の確保が困難となっています。

一般廃棄物排出量と最終処分率



県生活環境部調べ

産業廃棄物排出量と最終処分率（鉱業・農業除く）



県生活環境部調べ

施策の展開

参照：第3部 P225

廃棄物の適正処理の推進

市町村の一般廃棄物の広域的な施設整備を促進するとともに、産業廃棄物を適正に処理するための施設を確保します。

また、廃棄物排出事業者や処理業者に対して、廃棄物処理基準の遵守等、適正な処理処分について監視指導を徹底します。

- 広域的な一般廃棄物焼却施設の整備促進
- 必要な産業廃棄物処理施設の確保
- 県営管理型産業廃棄物最終処分場の整備推進

不法投棄対策の強化

不法投棄の未然防止と早期発見に努めるとともに、行為者等に対し不法投棄物の早期撤去を指導します。

- 夜間・休日等の監視体制の強化
- 警察等の関係機関と連携した不法投棄物の撤去指導
- キャンペーンや講習会等による不法投棄防止啓発活動の充実

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

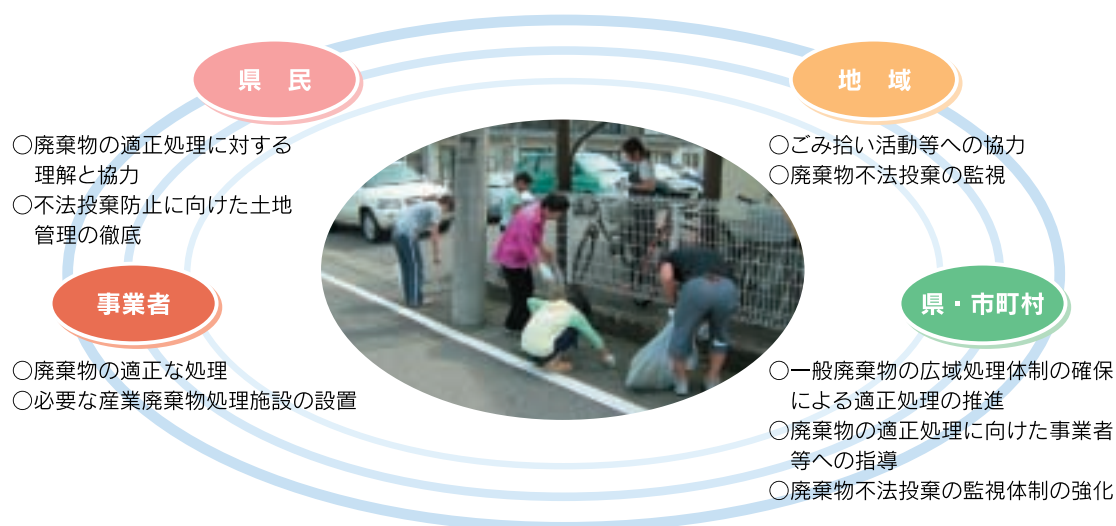
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
ごみ処理の広域化計画に対応した焼却施設の整備数(市町村設置分)	—	0 施設 (H10)	3 施設 (H16)	7 施設 (H22)	16 施設 (H30)
産業廃棄物の不法投棄件数	32 件 (H5)	68 件 (H10)	27 件 (H15)	23 件 (H22)	20 件 (H27)
廃棄物監視員を設置する市町村の割合	34.7 % (H6)	46.9 % (H11)	59.2 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)



とちぎクリーンプラザ（栃木地区広域行政事務組合）

※市町村が設置する焼却施設では、サーマルリサイクル（ごみの焼却により発生する熱エネルギーを回収し、熱供給や発電等を行う）を推進しています。

期待される主な主体の役割



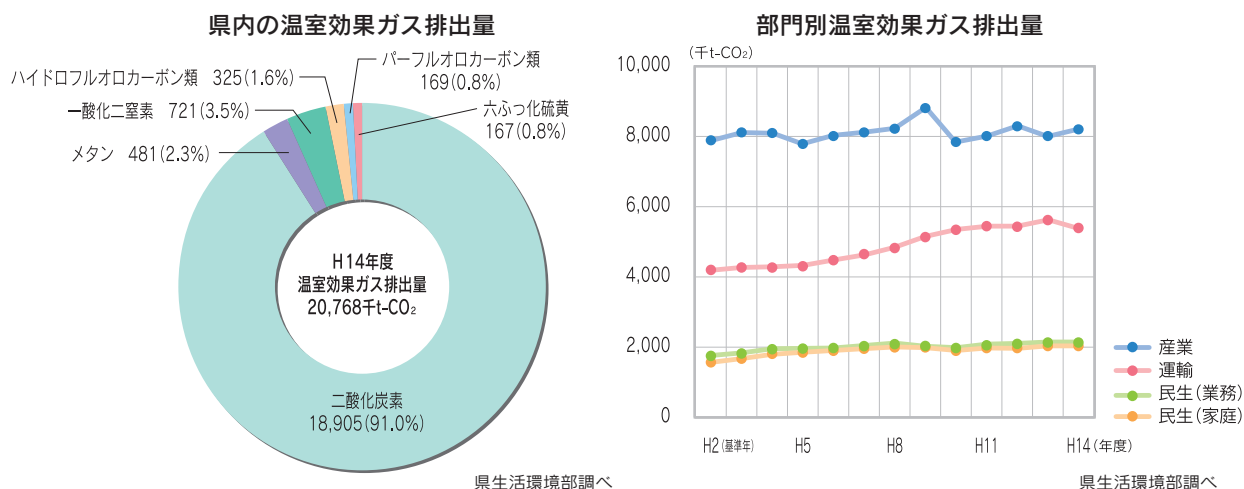
施策の目標

県民、事業者、行政の適切な役割分担と連携の下、あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。

現状と課題

- 京都議定書が平成17年2月に発効し、国として温室効果ガスの排出量の削減の義務^{※1}が課されましたが、県内の温室効果ガスの排出量は、基準年に比較して大幅に増加しており、特に民生部門や運輸部門の伸びが目立っています。
- 地球温暖化や廃棄物の増大などの様々な環境問題は、社会経済システムのあり方やすべての人々の日々の生活に起因しており、これらの問題を解決するためには、すべての県民が、日常生活や事業活動により環境へ様々な負荷を与えている事実を認識することが重要です。
- 環境問題への関心は高まっていますが、環境保全に向けた実践活動が十分とは言えない状況にあります。

※1 京都議定書の発効により、我が国は温室効果ガスを基準年（H2）に比較して、平成20年から平成24年までの間に全体で6%削減するという国際的な義務を負うことになった。



施策の展開

参照：第3部 P226～P227

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減対策の推進

温室効果ガスの削減に向けて、普及啓発などの各種施策により県民、事業者等の積極的な取組を促進するとともに、県自ら率先して省エネルギーの実践や太陽光などの新エネルギーの導入等を図ります。

- 各主体が一体となった地球温暖化防止対策の推進
- 県有施設へのESCO事業^{※2}の導入推進

自主的な環境保全活動の促進

「とちの環県民会議」等の環境保全団体との連携・協力の下、各種の普及啓発活動を推進し、県民総ぐるみにより、日常生活や事業活動における自主的な環境保全に向けた取組を促進します。

- 県庁のISO14001^{※3}の認証取得

環境学習の推進

学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進するとともに、県民の自主的な環境学習を支援する体制を充実します。

- 環境学習拠点施設の整備
- 環境学習情報ネットワークの構築

※2 工場やビルなどがエネルギー設備を省エネルギー型に改修し、改修費用をエネルギー節減分の一部で賄う仕組みの事業であり、改修する側される側の両者にメリットがあり、ひいては地球温暖化防止に貢献することにもなる。

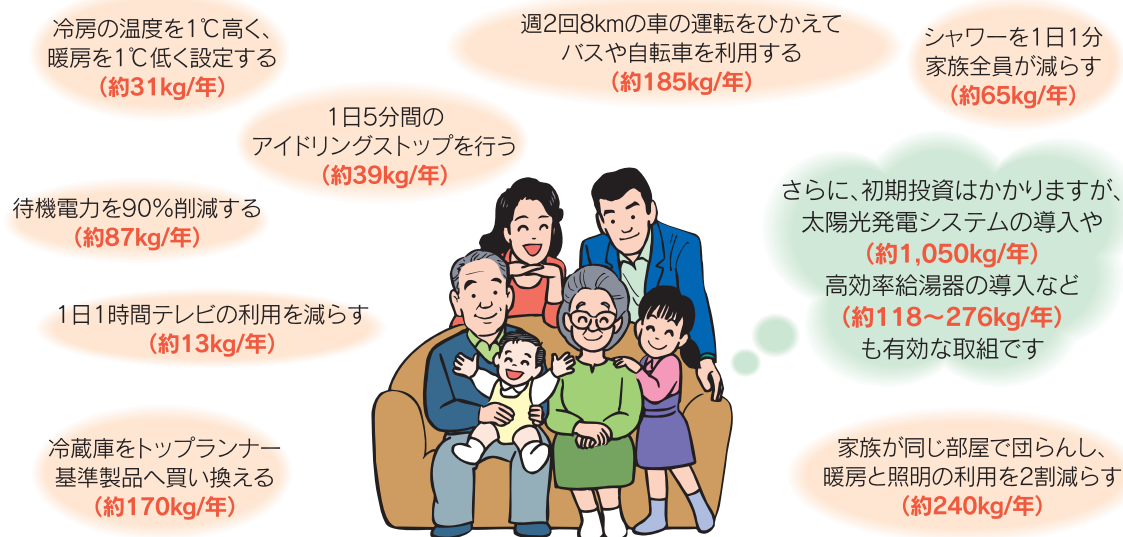
※3 環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことで、企業や団体が、活動によって生じる環境への負荷の低減に向けて自主的に改善していく仕組み

成果指標

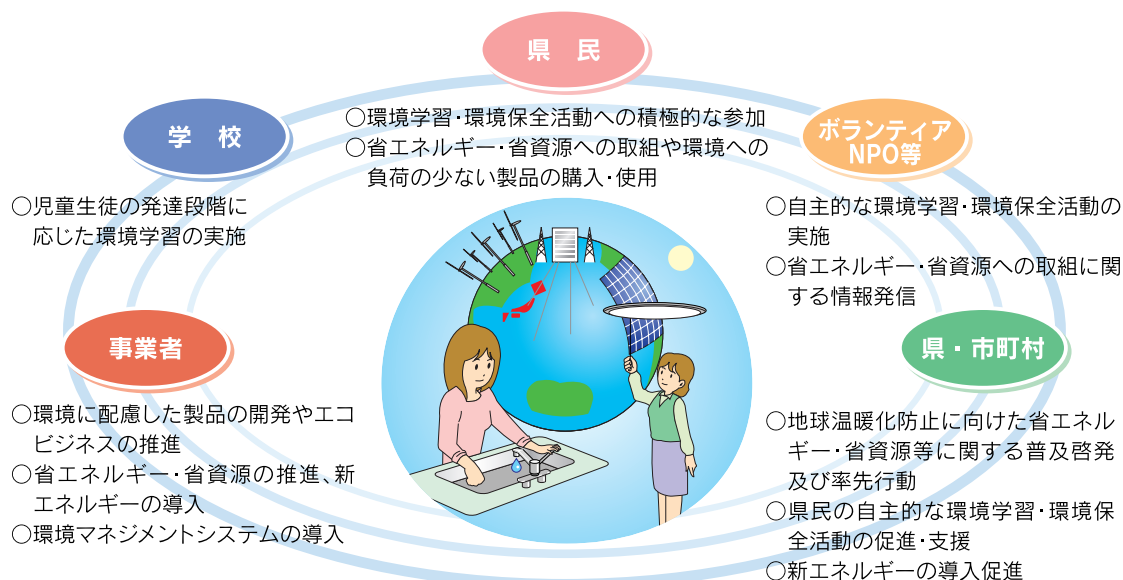
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県庁の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）	—	59,883 t (H10)	64,825 t (H16)	59,040 t (H22)	—
ISO14001審査登録件数	—	106 件 (H11)	292 件 (H16)	400 件 (H22)	425 件 (H27)
環境学習関連事業を実施している市町村の割合	—	44.9 % (H14)	46.9 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)

家庭でできる取組（一世帯当たりの年間二酸化炭素削減効果）



期待される主な主体の役割



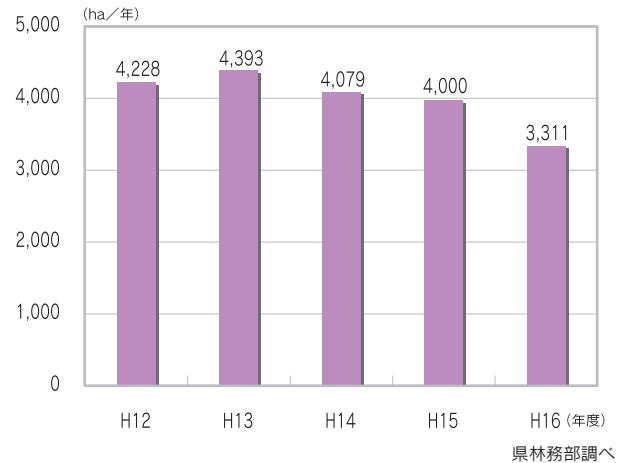
施策の目標

水源かん養、二酸化炭素吸収機能など、公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。

現状と課題

- 林業の採算性の悪化等により、適正な森林の管理が行われにくい状況にあり、水源かん養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、二酸化炭素吸収機能などの森林の持つ様々な公益的な機能の低下が危惧されています。
- 京都議定書が平成17年2月に発効し、我が国は、温室効果ガス削減目標の6%のうち3.9%を上限に、森林による二酸化炭素吸収量として算入することが認められましたが、現在の森林整備の水準では、目標の達成が難しい状況にあります。

人工林の間伐実施面積



施策の展開

参照：第3部 P227

森林の公益的機能の向上

- 水源のかん養など森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、多様な森林の整備を促進します。
- 森林ボランティア・NPO・民間企業等による森林整備活動を促進します。
- 人工林の間伐等による森林整備の促進
- 新たな財源による森林環境保全対策の充実

森林の適正な管理

- 森林管理や計画的な森林整備を図るため、森林の分布や生育状況などの各種森林情報を一元的に管理する体制を構築します。
- 森林の公益的機能の高度発揮と維持増進を図るため、保安林制度や林地開発許可制度を適切に運用します。
- 森林GIS※1を活用した森林管理体制の構築
- 計画的な保安林適正配備の推進

※1 森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、間伐の履歴などの情報を一元的に管理し、これらの情報を目的に応じて検索や表示、解析するシステム

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
人工林の間伐実施面積	3,034 ha/年 (H6)	3,669 ha/年 (H11)	3,311 ha/年 (H16)	6,000 ha/年 (H22)	3,600 ha/年 (H32)
保安林の指定面積	64 千ha (H6)	65 千ha (H11)	68 千ha (H16)	76 千ha (H22)	100 千ha (H40)
森林ボランティアの活動人数	320 人 (H9)	575 人 (H11)	450 人 (H16)	1,000 人 (H22)	5,000 人 (H32)

森林の公益的機能



荒廃した森林



適正に管理された森林

期待される主な主体の役割



施策の目標

自然公園をはじめとする優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

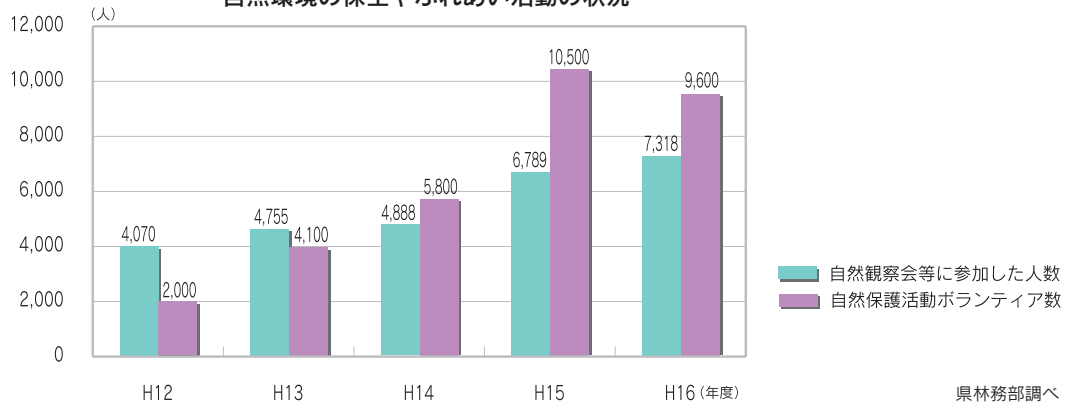
現状と課題

- 農林業従事者の高齢化、過疎化等によって里地里山^{※1}の荒廃が進行し、身近な野生動植物が減少傾向にあるため、自然環境の再生や生態系等の保全が課題となっています。
- ラムサール条約^{※2}登録湿地「奥日光の湿原」においては、人為的な影響による乾燥化等が懸念されています。
- 野生鳥獣の生息域の拡大等により、農林水産業への被害拡大が危惧されています。
- 県民の自然とのふれあい活動は進展していますが、自然保護活動を行うNPO等民間団体との交流・連携は十分とは言えません。

※1 雑木林や田んぼ、ため池、草原など、暮らしと関わりが深い身近な自然のことを指す。

※2 特に貴重な水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用を進めることを目的とした国際条約

自然環境の保全やふれあい活動の状況



施策の展開

参照：第3部 P228

自然環境の保全と再生

県版レッドデータブック^{※3}の普及など、広く県民に自然環境に関する情報を提供することによって、自然の恵みを大切にする心を醸成し、協働により里地里山や湿地、希少な野生動植物の保全などを推進するとともに、自然環境に配慮した土地利用を推進します。

- 生態系の保全の強化と自然環境の再生等を図る総合施策の推進
- ラムサール条約に登録された「奥日光の湿原」の保全

野生鳥獣の保護管理

人と野生鳥獣との共存に向け、適正な保護管理を進めるとともに、農林水産業への被害の防止を図ります。

- 健全な地域個体群の維持
- 農林水産業被害対策の充実

自然とのふれあい活動の推進

活動の指導者となる人材を養成するとともに、自然観察会を開催するなど、自然とのふれあい活動を推進します。また、歩道や園地などの自然公園施設を整備し、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供します。

- 自然とふれあう機会や情報提供の充実
- NPO等と連携した自然とのふれあい活動の推進

※3 県内において絶滅のおそれのある野生動植物等の生息状況等を明らかにした冊子

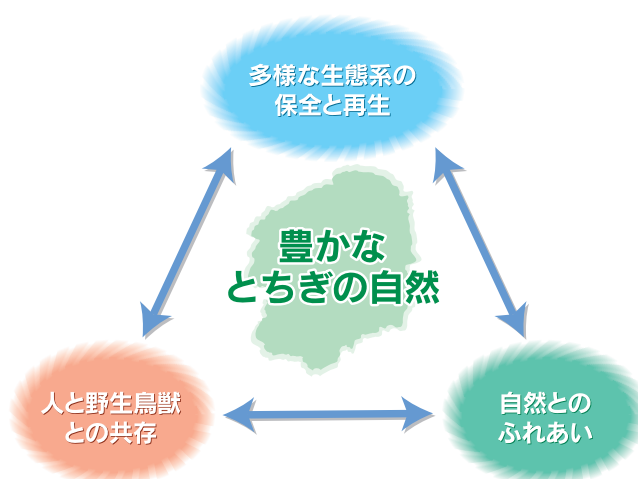
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

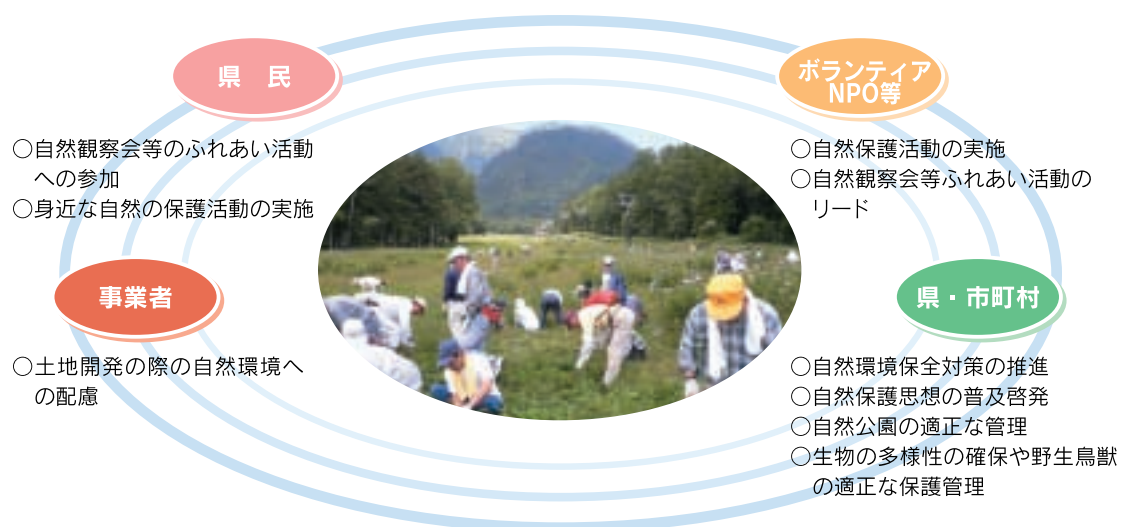
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
自然保護活動ボランティア数	680人 (H7)	2,000人 (H12)	9,600人 (H16)	15,000人 (H22)	20,000人 (H27)
シカの生息密度	11.7頭/km ² (H7)	8.0頭/km ² (H11)	6.5頭/km ² (H16)	5.0頭/km ² (H22)	5.0頭/km ² (H27)
自然観察会等に参加した人数	3,060人 (H7)	4,070人 (H12)	7,318人 (H16)	11,000人 (H22)	14,000人 (H27)



里地里山



期待される主な主体の役割





“とちぎ”の環境を守ります!!

地球環境にやさしい暮らしについて参加・体験しながら学べるイベントなどを開催し、子どもの頃から環境を守る意識を育み、環境保全に向けた自主的な取組を促進しています。



“とちぎ”の緑を育てます!!

子どもたちの自主的団体「緑の少年団」は、平成17年4月現在の団員が37,855名（191団）で全国第2位を誇っており、活発に活動しています。

政策52 安全な暮らしを守る

目 標

地域を支えるすべての人々が連携して、やすらぎある暮らしの基本となる安全を確保し、犯罪や事故のない明るい地域社会を実現します。

現状と課題

近年、高度情報ネットワーク化を背景としたサイバー犯罪や暴力団・来日外国人等による組織犯罪が多発する中、少年非行の深刻化や地域社会の連帯意識の希薄化等様々な要因が相まって、犯罪の増加や凶悪化の傾向が強まっており、県民の体感治安が低下しています。

また、本県は全国的に見て自動車の普及率が高いことが一因となり、人口当たりの交通事故死者数の割合が高いという憂慮すべき状況が続いています。

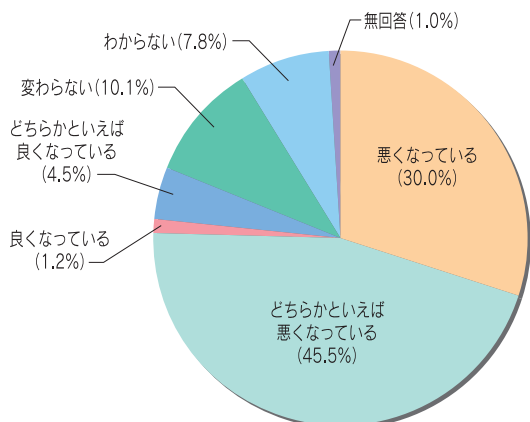
さらに、多様な販売形態が一般化する中、架空請求など消費生活の安定を脅かす事件也多発しています。

こうした状況の中、地域を支えるすべての人々が連携して、犯罪や事故の未然防止に努めるとともに、被害者等の相談・支援体制を確立し、安全と安心を実感できる地域社会の実現が求められています。

取組の方向

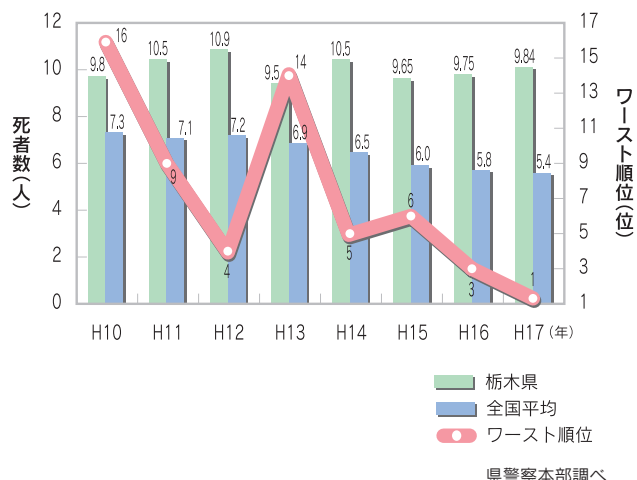
- 県民や警察及び自治体が連携し、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 交通事故の発生を抑止するために、県民総ぐるみで交通安全対策を推進します。
- 合理的な消費行動がとれるよう消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

最近の治安状況



資料：県企画部「県政世論調査」（平成17年度）

人口10万人当たりの交通事故死者数及び全国順位



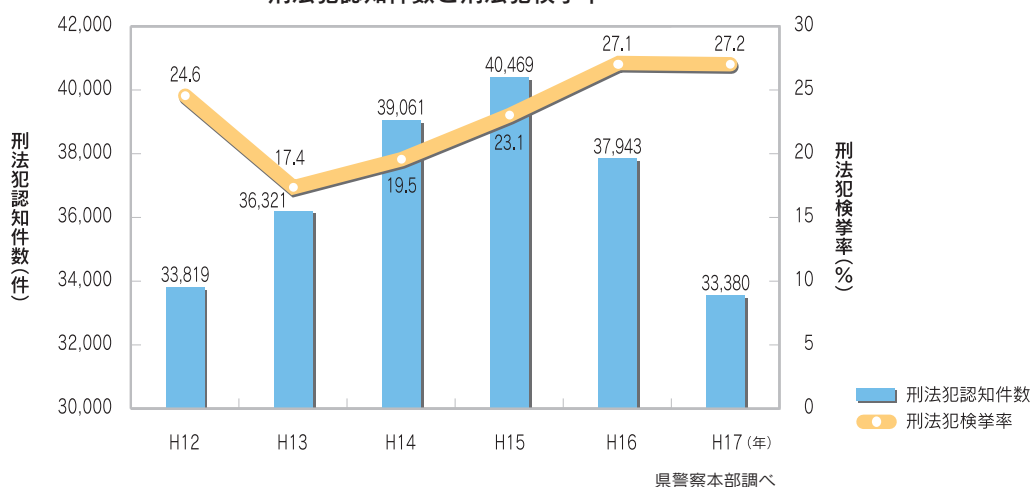
施策の目標

県民、警察及び自治体が連携し、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを進めます。

現状と課題

- 都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会規範意識の低下などを主要因として、犯罪が高水準で発生している状況にあります。
- 刑法犯認知件数は、平成16年以降減少傾向が見られるものの、検挙率は20%台と低水準に止まっています。
- 犯罪被害者に対する、精神的・身体的負担の軽減や経済的支援などの取組の充実が、今後の大きな課題となっています。

刑法犯認知件数と刑法犯検挙率



施策の展開

参照：第3部 P229～P230

地域が一体となった犯罪抑止活動の推進

県民運動の推進や各種広報活動を通じ、県民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、市町村、地域住民と連携し、犯罪の生じにくい社会環境の整備、治安悪化エリアの浄化対策の実施などの犯罪抑止活動を推進します。

- 自主防犯活動の活性化に向けた支援
- 繁華街や犯罪多発地域における犯罪抑止対策の実施
- 交番・駐在所の機能の強化

犯罪捜査活動の強化

県民が安心して生活できるよう、空き巣やひったくり、車上ねらい等の身近な犯罪をはじめとして、強盗や殺人等の重要犯罪、暴力団等による組織犯罪の取締りを強化します。

- 捜査や情報収集等の効率化を図る犯罪捜査支援システムの充実

犯罪被害者等支援の充実・強化

犯罪被害者やその家族のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行うとともに、ポスター、インターネット等を活用した広報啓発活動を実施して、犯罪被害者等の現状に対する県民の理解を促進します。

- (社)被害者支援センターとちぎとの連携による支援強化

成果指標

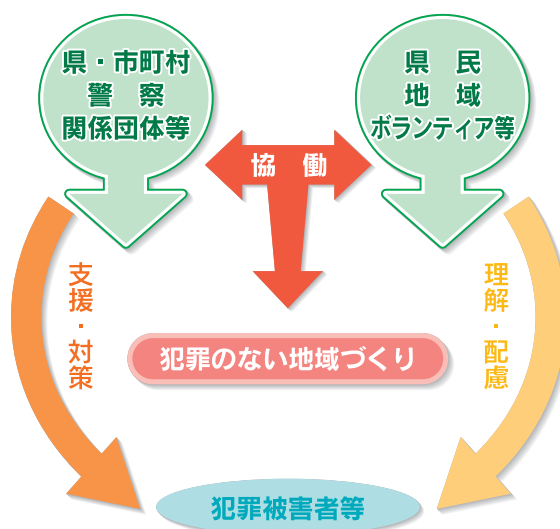
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
刑法犯認知件数	26,357 件 (H7)	33,819 件 (H12)	33,380 件 (H17)	32,000 件 (H22)	25,000 件 (H27)
刑法犯検挙率	50.4 % (H7)	24.6 % (H12)	27.2 % (H17)	33.3 % (H22)	50.0 % (H27)
自主防犯活動団体数 ^{※1}	0 団体 (H6)	2 団体 (H11)	156 団体 (H16)	350 団体 (H22)	500 団体 (H27)

※1 県警が把握している継続的に自主防犯活動を行う団体の数



自主防犯パトロール



期待される主な主体の役割



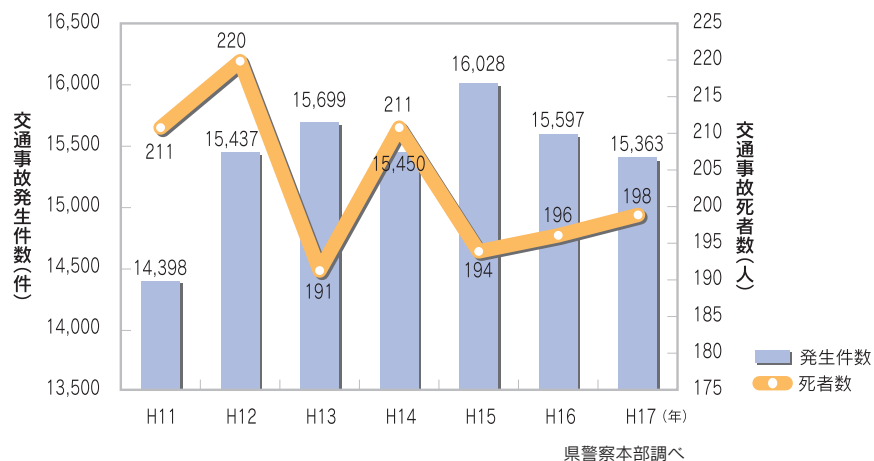
施策の目標

交通秩序の維持と安全な道路交通環境の確保を図り、交通事故の発生を抑止します。

現状と課題

- 本県の交通事故発生件数は、近年、高水準で推移しており、平成15年には統計史上最多の16,028件の人身事故が発生しました。また、人口10万人当たりの死者数が全国平均を上回る状況が続いており、平成17年には全国ワースト1位となりました。
- 交通事故死亡者数に占める高齢者の割合は約40%に上っています。
- 飲酒運転による死亡事故やひき逃げ事故など悪質な事故が多発しています。また、暴走族による危険な行為は減少しつつも、グループは細分化され実態把握が困難になっています。

交通事故発生状況



施策の展開

参照：第3部 P230～P231

交通安全に関する啓発の推進

幼児から高齢者までの世代間交流による交通安全教育を広く展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図ります。

○高齢者交通事故防止モデル地区における世帯訪問活動及び交通安全教育の推進

交通違反の取締り強化

悪質で危険な飲酒運転、著しい速度超過、交差点違反のほか、迷惑性の高い駐車違反など交通事故に直結する交通違反の取締り及び暴走族対策を強化します。

交通安全施設の整備

安全で利用しやすい交通環境にするため、信号機や道路標識及び歩道等の交通安全施設の整備を推進します。

○信号機や標識表示等の整備 ○自転車歩行者道の整備

道路施設の安全確保

道路利用者が常に安全で快適な通行ができるよう、路面や歩道、橋梁、トンネル等の道路施設の適切な計画的な維持管理を推進します。

○道路の適切な舗装修繕等の実施 ○落石・土砂崩落対策施設の整備

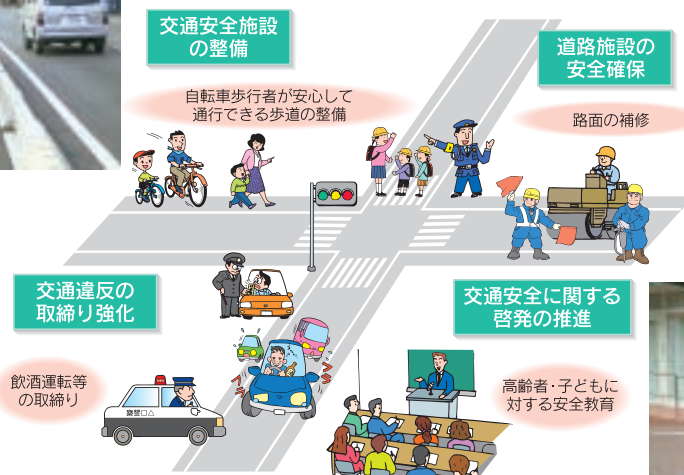
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
交通事故発生件数	14,445 件 (H7)	15,437 件 (H12)	15,363 件 (H17)	13,000 件 (H22)	10,000 件 (H27)
交通事故死者数	271 人 (H7)	220 人 (H12)	198 人 (H17)	145 人 (H22)	120 人 (H26)
通学路の歩道整備率	37.4 % (H7)	42.6 % (H12)	45.4 % (H17)	48.3 % (H22)	52.1 % (H27)



通学路の安全対策



交通安全教室

期待される主な主体の役割



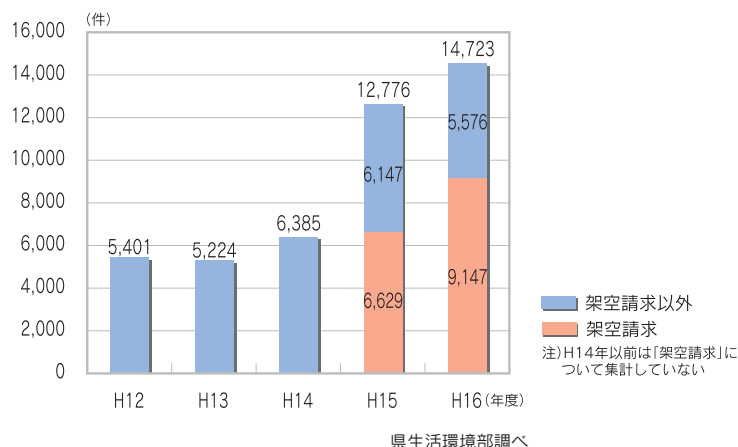
施策の目標

消費者が自らの判断に基づいた合理的な消費行動がとれるよう、消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

現状と課題

- 近年、商品やサービス等が複雑・多様化したことに伴い、架空請求や不当請求、悪質商法をはじめとした様々な消費者問題が発生しています。
- 県の消費生活センターに寄せられる相談件数は、架空請求に関する相談が急増したことにより、平成15年度以降大幅に増加しています。

栃木県消費生活センターにおける相談件数の推移



施策の展開

参照：第3部 P232

消費者の自立支援

各種講座や多様な媒体を通じ、正しい消費知識の普及を図るとともに、食品や住宅など消費生活に役立つ情報の提供を行います。

また、消費者の自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体の活動を促進します。

○若者や高齢者を対象とした消費者教育・啓発事業の実施

消費生活相談体制の充実

消費生活センターなどの相談体制を充実し、消費生活相談による助言等を通じ、消費者トラブルの解消を図ります。

また、計量や表示の適正化等を推進し、消費者取引の適正化を図ります。

○複雑・多様化する消費生活相談に対応できる相談体制の充実・強化

○市町村における相談業務の充実化への支援

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

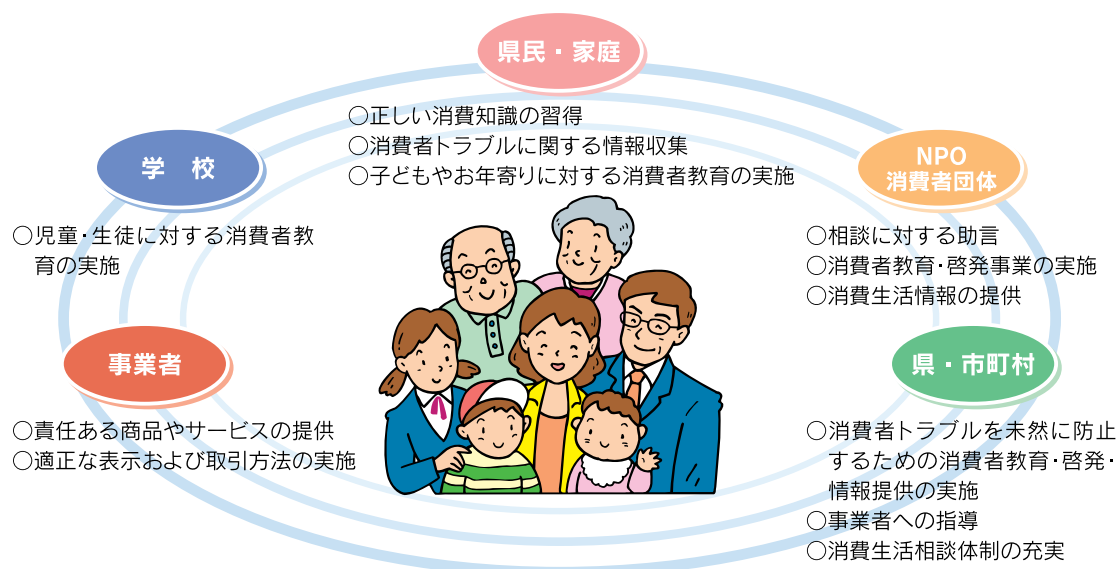
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
消費生活リーダー養成講座修了者数	1,331 人 (H6)	1,618 人 (H11)	1,819 人 (H16)	2,050 人 (H22)	2,250 人 (H27)
県・市町村消費生活相談員数	—	39 人 (H11)	46 人 (H16)	55 人 (H22)	60 人 (H27)
高齢者等 ^{※1} の消費者啓発講座受講者数	—	941 人 (H11)	902 人 (H16)	1,200 人 (H22)	1,500 人 (H27)

※1 高齢者及び高齢者を取り巻く人々（民生委員、ホームヘルパー等）



消費者フォーラム

期待される主な主体の役割





中学生による防犯パトロール活動

身近な犯罪を防ぐために、学校周辺を中学生と警察官が合同でパトロールを行い、安全な地域づくりに努めています。



応急手当訓練に取り組む参加者

毎年、各種機関、団体から多くの方の参加を得て、大規模な災害に備えた総合防災訓練を実施しています。

政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する

目 標

大規模災害やさまざまな危機事象に対し、迅速・的確に対応できる体制や防災基盤を整備するとともに、災害に強い県土づくりを推進し、安全で安心な県民生活を確保します。

現状と課題

産業構造の変化、都市化、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、災害の様相も複雑・多様化し、大規模化してきています。

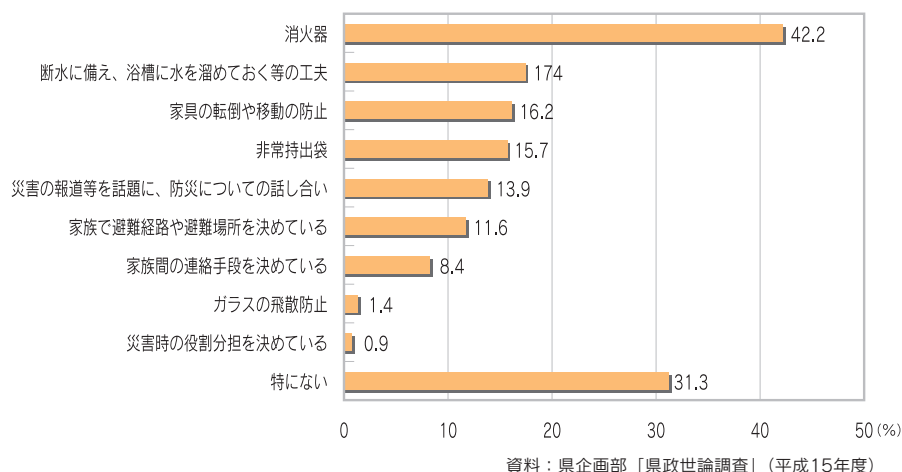
さらに、テロ、情報ネットワークシステムへの脅威、さらには武力攻撃等の新たな危機事象の発生も想定しなければなりません。

このような災害やさまざまな危機事象から県民の生命・財産等を守るためには、県民の防災意識の高揚をはじめとして、防災拠点や緊急輸送道路、避難路などの基盤整備、治山・治水・砂防対策の推進、安全に避難できる防災情報収集伝達システムの充実、防災・危機管理体制の強化を図ること等により、予防・応急・復旧対策を、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

取組の方向

- 県民の防災意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携がとれた防災体制の充実を図ります。
- 水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

家庭での災害に対する備え（複数回答）



平成10年8月の豪雨により落橋した余笹橋（国道4号）

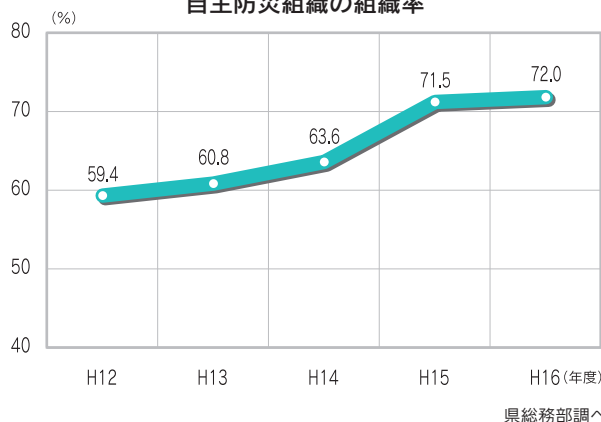
施策の目標

災害や危機に迅速・的確に対応できる地域防災力の向上を図ります。

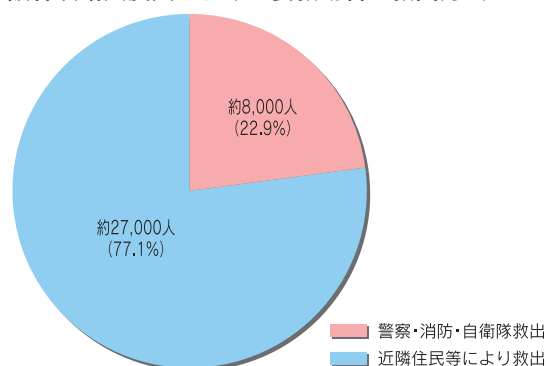
現状と課題

- 近年、全国各地で地震や水害等の大規模災害や様々な危機事象が多数発生しており、本県でも大規模な災害等の発生に対し十分な備えを行わなければなりません。
- 大規模災害時における負傷者救出や初期消火など、地域住民や自主防災組織、消防団等の役割は非常に重要ですが、県民の防災・危機管理意識は高くない状況です。
- 大規模災害や危機事象へ迅速かつ的確に対応するための体制や施設設備、防災関係機関との連携が必ずしも十分とは言えません。

自主防災組織の組織率



阪神淡路大震災における要救助者の救出方法



資料：内閣府「平成16年版防災白書」

施策の展開

参照：第3部 P233～P234

防災・危機管理意識の高揚

防災訓練や各種防災関連行事を通じて防災意識を啓発し、県民の意識高揚を図るとともに、自主防災活動を促進します。また、災害のおそれのある区域の情報を提供します。

- 防災館等を活用した防災活動の普及促進
- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定
- 洪水、土砂災害ハザードマップ^{※1}の作成支援

防災・危機管理体制の強化

防災拠点の整備を推進するとともに、市町村をはじめ防災関係機関や近県等との連携を強化し、災害時における応急体制の整備充実を図ります。

また、特殊災害や大規模事件・事故等へ迅速に対応できる危機管理体制及び対策の充実を図るとともに国民保護体制の整備・確立を図ります。

- 防災センター（仮称）の整備
- 水防警報河川の指定拡大による水防体制の強化
- 震災建築物応急危険度判定士^{※2}等の養成及び体制の整備

防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

災害・危機事象の発生に対し迅速かつ的確な対応ができるよう充実した防災情報^{※3}の一元化を図るとともに、住民等に的確な避難情報等を提供できる収集伝達システムの充実を図ります。

- 防災情報収集伝達システムの充実
- 土木部総合情報センター（仮称）の整備

消防力の充実

消防施設・設備の整備促進や消防職・団員の教育訓練、消防団の活性化等を図るとともに、消防本部の広域再編を促進し、地域における消防力の充実を図ります。

また、災害時の負傷者や急病者に対応する救急搬送体制の充実を図ります。

※1 予測される災害などの発生に関する情報と避難先や緊急連絡先などの災害時の避難に必要な諸情報を分かりやすくまとめた地図

※2 被災した建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定する者

※3 気象情報、地震情報、危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、被災情報など

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
自主防災組織の活動状況 (年間活動回数／組織数)	—	1.5 回 (H11)	1.8 回 (H16)	2.0 回 (H22)	2.3 回 (H27)
出火率 (人口1万人当たりの 出火件数)	5.5 件 (H6)	5.7 件 (H11)	5.9 件 (H16)	5.3 件 (H22)	4.8 件 (H27)
洪水、土砂災害ハザード マップを配布している市 町村の割合	—	6.0 % (H12)	12.1 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)



期待される主な主体の役割



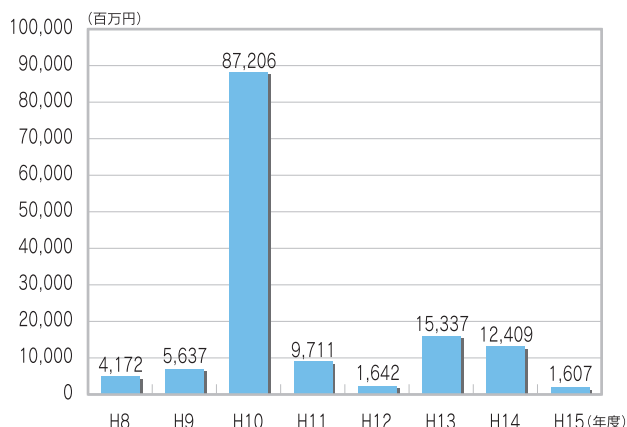
施策の目標

水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

現状と課題

- 新潟・福井豪雨や新潟中越地震等、近年全国各地において自然災害が多発しています。本県においても、豪雨や地震等の自然災害の発生に対し十分な備えを行わなければなりません。
- 自然災害から県民の生命、財産を守るための施設整備が求められています。
- 災害発生後、救援・避難・復旧活動の拠点となる公共施設や道路の整備、耐震化は着実に進んでいますが、必ずしも十分とは言えません。

台風や大雨等による被害額



栃木県の水害による一般資産、公共土木施設、山地災害被害額の合計
県土木部調べ

施策の展開

参照：第3部 P234～P235

治水対策の推進

地域の意見を反映させた河川整備計画や下水道計画に基づき、災害に強い河川の整備や都市内の雨水排水施設整備を推進するとともに、事業中の多目的ダムの建設促進や、既存河川管理施設の適正な維持管理や運用により河川の安全性を確保します。

- 流域特性に応じた効率的、効果的な河川等の整備
- 破堤を防止するための堤防強化対策の実施

土砂災害対策の推進

土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等に対する土砂災害防止施設の整備を推進し、土砂災害の未然防止を図るとともに、避難場所や災害時要援護者施設等の安全性を確保します。

治山対策の推進

災害により被災した荒廃山地の復旧と併せ、防災機能の高い森林の整備を進め、山地災害の未然防止を図ります。

防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

防災拠点となる公共建築物等の耐震化を図るとともに、災害時に安全かつ迅速に避難できるよう、避難所や避難路等を確保します。

また、災害直後から応急活動を円滑かつ確実に行うため、緊急輸送道路に指定した道路等の整備を推進します。

- 緊急輸送道路の橋梁耐震化

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
災害に強い河川※ ¹ の整備率	47.6 % (H6)	55.7 % (H11)	60.7 % (H16)	62.5 % (H22)	64.0 % (H27)
土砂災害危険箇所※ ² の整備率	16.9 % (H6)	20.0 % (H11)	23.3 % (H16)	26.3 % (H22)	29.1 % (H27)
山地災害危険地区の整備率	36.8 % (H6)	40.2 % (H11)	43.8 % (H16)	47.5 % (H22)	51.0 % (H27)

※1 時間雨量30～50mm程度の雨を安全に流下することができる河川

※2 土砂災害が発生するおそれのある箇所では人家が5戸以上あるいは、公共施設の立地する場所



期待される主な主体の役割

